

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

【1回限り】 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

【1回限り】 1世帯**5万円**

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付**は**申請不要**です
- ▶ **8月21（金）**に、令和2年6月分の児童扶養手当の支給口座に振り込みます。支払通知は送付しませんので記帳でご確認ください。

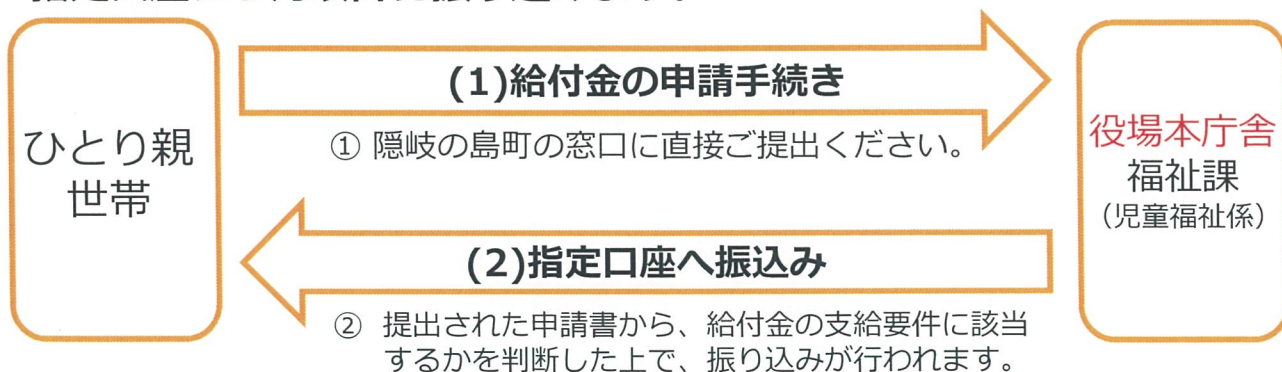
【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、**送付する届出書を提出してください。**
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付**は**申請が必要**です【申請締切：令和3年2月26日まで】
 - ▶ 定例の現況届（8月）などにあわせて、「**ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【追加給付】（様式第5号）**」を提出して下さい。申請内容を確認の上、**9月以降**に振り込みます。
- ※各支所・出張所でも申請できます

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）申請締切：令和3年2月26日まで

- ▶ **基本給付・追加給付**ともに**申請が必要**です
- ▶ 申請書（役場福祉課窓口にあります）に振込先口座などを記入して、必要書類とともに隠岐の島町の**窓口（福祉課児童福祉福祉係）**に**直接**ご提出ください。※各支所・出張所では申請できません
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認してから指定口座に**9月以降**に振り込みます。



お問い合わせ先

隠岐の島町役場福祉課（児童福祉係）

直通電話：08512（2）8577



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。